

一般競争入札（事後審査型一般競争入札：電子入札）を施行するので、知立市契約規則（昭和60年規則第8号）第7条及び第8条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年 9月14日

知立市長 石川 智子

入札概要表

工 事 番 号	08－062		
工 種 区 分	機械器具設置工事		
工 事 名	公共下水道築造工事		
路線等の名称	西丘1号マンホールポンプ		
工 事 場 所	知立市 西丘町西丘 地内		
工 期	130日間		
工 事 概 要	汚水ポンプ φ65×2.2kw 2台 ポンプ制御盤 屋外装柱形 1面		
予 定 価 格	金 17,240,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）		
開 札 日	令和8年10月 8日（木） 午後 1時30分		
開 札 場 所	知立市役所 3階 302会議室		
積 算 内 訳 書	要	最低制限価格	有
		低入札調査基準価格	
前 金 払	契約金額が200万円を超えるものに適用	失 格 基 準 価 格	
入 札 保 証 金	免除	契 約 書 作 成 の 要 否	要
契 約 保 証 金	契約金額が200万円を超える建設工事については、知立市契約規則第33条第3号の免除規定は適用しない。		
契 約 締 結 予 定 年月日・場所	令和8年10月20日（火） 知立市役所 総務部 総務課		
入 札 参 加 要 件	工種・総合数値 ・地域要件	知立市における機械器具設置工事の総合数値が600点以上の市内、知立管内、又は県内の業者であること。	
	建設業の許可	一般建設業 または 特定建設業 （工種区分に示す業種）	
	施 工 実 績	過去10年間（当該年度は含まない）に元請として官公庁発注の機械器具設置工事（工種区分）を完了した実績を有すること。	
	その他要件等	知立市建設工事等一般競争入札実施要綱第4条及び共通事項（建設工事）に示す。（知立市公式ホームページ参照）	

入札参加申請書の提出	提出期間 令和8年 9月15日(火) 午前9時から 令和8年 9月30日(水) 午後1時まで。 方 法 ① 「一般競争入札参加申請書(建設工事)」「配置予定主任技術者等届」(以下「申請資料」という。)に必要な事項を入力し、添付ファイルとして、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)(以下「電子調達システム」という。)により提出(送信)すること。 ② 申請後の配置予定技術者の変更は認めない。申請書等提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、3名まで候補者を申請できる。配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、その場合はその旨を速やかに届け出ること。落札後に配置予定技術者を配置できない場合は、入札参加資格停止等の対象となる場合がある。 ③ 申請資料は、知立市公式ホームページ(知立市公式ホームページ>事業者向け>入札・契約>関連様式集>入札関連様式集)又は電子調達システム内の入札情報サービスサブシステム(入札公告)にあるファイルを使用し、添付ファイル名は『〇〇会社申請資料』とすること。
設計書等の掲載	掲載場所 電子調達システム内の入札情報サービスサブシステム(入札公告)よりダウンロードしてください。
質問の受付	受付期間 令和8年 9月14日(月)から令和8年10月 1日(木) 提出方法 質問書を総務課(somu@city.chiryu.lg.jp)へメールにて送付すること。質問書の様式は知立市公式ホームページよりダウンロードし、質問事項を記載の上、PDFファイル及びその元ファイルを送付すること。 回 答 令和8年10月 5日(月)までに電子調達システム内の入札情報サービスサブシステム(入札公告)で回答する。
入札書及び積算内訳書の提出	提出期間 令和8年10月 6日(火) 午前9時から 令和8年10月 7日(水) 午後1時まで。 方 法 ① 入札書に必要な事項を入力し、積算内訳書を添付ファイルとして電子調達システムにより提出(送信)すること。 ② 積算内訳書は、ダウンロードしたファイルを使用し、添付ファイル名は『〇〇会社積算内訳書』とすること。 なお、積算内訳書を書面にて提出する場合は、封印のうえ、提出期間内に総務課まで持参すること。 ③ 紙入札による参加を希望する場合は、知立市電子入札取扱要領の規定に基づき承諾を得ること。
資格の確認	知立市建設工事等一般競争入札実施要綱第10条に示す。
その他	入札参加者は、知立市契約規則、知立市入札者心得書、知立市電子入札取扱要領、電子調達システム利用規約等を熟読し、公正かつ適切に参加すること。 なお、電子調達システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時から午後8時までです。また、電子調達システムにより提出する申請資料、積算内訳書については、知立市電子入札取扱要領に定められたファイル容量以下になるよう注意すること。 【電子契約について】 本件契約は、電子契約(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、「https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/somu/somu/gyomu/5/sintyaku/18075.html」を参照ください。
お問合せ先	知立市 総務部 総務課 契約検査係 TEL: 0566-95-0147 FAX: 0566-83-1141 e-mail: somu@city.chiryu.lg.jp

中東情勢の変化に伴う対応について

I スライド条項の適切な運用等について

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えた適切な運用のため、契約図書には必ず「知立市工事請負契約約款」を綴じるとともに、受注者からの協議の申出等について以下のとおりとします。

1 費用について

資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出ができます。

2 工期について

受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができます。

II 関連工事との調整（大幅な減額変更）について

中東情勢の変化等の影響により関連工事が一部取りやめになった場合、本工事も大幅に変更減となる可能性があります。（例えば、道路工事が取りやめになり水道工事が一部施工できないなど）

III その他

- 1 受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますので、ご活用ください。
- 2 今後の情勢の変化等により状況の好転又は悪化がみられた場合には、必要に応じて協議を実施します。